

## Ⅱ 福祉に関する事務所

# 福祉に関する事務所

## 1 管内の概要

(平成29年4月1日現在)

区 分		河 北 郡		能美郡 川北町	管内計	県 計
		津幡町	内灘町			
面 積 ( km <sup>2</sup> )		110.59	20.33	14.64	145.56	4,186.09
					130.92	
人 口 ( 人 )		36,943	26,951	6,336	70,230	1,146,693
生活 保護 ※	被保護世帯数(世帯)	101 (4)	105 (3)	1	207 (7)	6,416 (47)
	被保護人員(人)	114 (4)	129 (3)	1	244 (7)	7,548 (52)
	保 護 率 ( ‰ )	3.1	4.8	0.2	3.5	6.6
中国 残留 邦人 等※	被支援世帯数(世帯)	0	0	0	0	17
	被支援人員(人)	0	0	0	0	22
生活困窮 者住居確 保給付※	支給世帯数(世帯)	0	0	0	0	13
老 人	高齢者数(65歳以上)(人)	8,331	6,584	南加賀保健福祉センターで管轄	14,915	322,417
	高 齢 化 率 ( % )	22.6	24.4		23.3	27.8
児 童	保育所数(箇所)	8	7		15	267
	保育所入所児童数(人)	720	766		1,486	24,243
母子父子家庭世帯数(世帯)		305	407		712	12,722
民生・児童委員数(人)		86	59		145	2,009

(注) 1 人口は、「平成27年国勢調査」結果(10月1日現在)に基づく推計値。

2 面積は、国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」に基づく平成28年10月1日時点の面積(公表値)。

3 高齢者数・高齢化率は「平成27年国勢調査」結果に基づく推計値(平成28年10月1日現在)

4 保育所数(県計)は、保育所型認定こども園含む。

児童数(県計)は、保育所型認定こども園2・3号認定含み、1号認定除く。

5 母子父子世帯数は、平成24年8月1日実施の実態調査に基づく数値。

6 生活保護の( )内は、停止中の数で内数。

7 川北町は、生活保護等(※の業務)についてのみ管轄区域であり、他の業務については管轄区域でない。

8 民生・児童委員数の県計は金沢市を除く。

9 生活困窮者住居確保給付の県計は平成29年3月の支給世帯数。

## 2 生活保護

憲法第25条の規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を援助することを目的としている。

### (1) 管内の保護動向

平成29年4月1日現在の受給世帯は207世帯、受給人員は244人で、昨年に続き減少している。  
 (平成28年度8世帯減、平成27年度15世帯減、平成26年度11世帯減、平成25年度13世帯増、平成24年度19世帯増、平成23年度34世帯増(うち、野々市市分17世帯)、平成22年度31世帯増、平成21年度51世帯増、平成20年度13世帯増)

### (2) 保護の開始・廃止

平成28年度中の保護開始は24世帯、開始理由別では昨年度と同様に「世帯主の傷病」が9件(37.5%)と最も多く、次いで失業・稼働収入の減少が3件(12.5%)となっている。

また、保護の廃止は、32世帯で、廃止理由では、「死亡」が13件(40.6%)と最も多く、次いで、「転出」が5件(15.6%)、「働き手の転入」が3件(9.4%)となっている。

#### ① 生活保護事務処理状況(平成28年度)

保護申請受理件数		処 理 件 数			未決定 件数	廃 止	保護世帯数 (平 29.3.31 現在)	停 止	停止解除
新規	変更	開始	変更	取下、却下					
28	504	24	504	3	1	32	207	13	7

#### ② 開始理由別新規保護件数(平成28年度)

世帯主の傷病	転 入	預貯金等の減少	失業・稼働収入減	仕送り収入の 減少喪失	その他
9	2	2	3	1	7

#### ③ 理由別保護廃止件数(平成28年度)

死 亡	稼働収入増	転 出	年金収入増	働き手の転入	その他
13	1	5	1	3	9

#### ④ 管内市町別被保護世帯数・人員・保護率・世帯類型(平成29年4月1日現在)

区 分 町 名	被保護 世帯数	被保護 人 員	保護率 (%)	高齢世帯	母子世帯	傷病・障害 世 帯	その他 世 帯
津 幡 町	101	114	3.1	58		36	7
内 灘 町	105	129	4.8	65	4	30	6
川 北 町	1	1	0.2	1			
計	207	244	3.5	124	4	66	13

⑤ 各扶助費別金額（平成28年度）

区 分	金 額(円)	構成比(%)
総 額	179,443,825	100.0
生 活 扶 助	106,621,187	59.4
住 宅 扶 助	47,000,932	26.2
教 育 扶 助	1,101,765	0.6
医 療 扶 助	1,507,146	0.9
介護、その他の扶助 (出産・生業・葬祭)	1,473,618	0.8
施 設 事 務 費	21,593,105	12.0
就 労 自 立 給 付 金	146,072	0.1

### 3 中国残留邦人等支援

「老齢基礎年金の満額支給」の対象となる特定中国残留邦人等又は、その配偶者の属する世帯において、収入が一定の基準に満たない場合、平成20年度より従来の生活保護に代えて、新たに支援給付を行っている。

① 支援給付事務処理状況（平成28年度）

申請受理件数		処 理 件 数			廃 止	支給世帯数 (平 29.3.31 現在)	停 止	停止解除
新 規	変 更	開 始	変 更	取下、却下				
0	0	0	0	—	—	0	—	—

② 各扶助費別金額（平成28年度）

区 分	金 額(円)	構成比(%)
総 額	0	0
生 活 扶 助	0	0
住 宅 扶 助	0	0
教 育 扶 助	0	0
医 療 扶 助	0	0
介護、その他の扶助 (出産・生業・葬祭)	0	0
施 設 事 務 費	0	0
就 労 自 立 給 付 金	0	0

## 4 住居確保給付

離職などにより、住居を喪失または喪失するおそれのある方に対し、住居の確保のため家賃相当額の給付を行うとともに就労支援を行う。

上限額 単身 31,000円 2人世帯 37,000円 3人～5人世帯 40,100円

ただし、単身世帯のうち住居の床面積が15㎡以下の場合は次の額の範囲内とする。

[11～15㎡ 28,000円、7～10㎡ 25,000円、6㎡以下 22,000円]

支給期間 3カ月限度(就職活動を誠実に継続している場合、3ヶ月延長及び更に3ヶ月再延長可)

### ① 住居確保給付支給世帯人員状況(平成28年度)

本年度当初 A		本年度開始 B		本年度廃止 C		3月末日現在 A+B+C		本年度停止		本年度停止解除	
世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0

### ② 住居確保給付支給状況(平成28年度)

件数	金額
2	50,000円

### ③ 住居確保給付申請事務処理状況(平成28年度)

種別	住居確保給付 申請書 受理件数	申請取り 下げ件数	決定件数			申請書受理後決定までの期間				未決定 件数
			開始 変更	却下	計	14日 以内	30日 以内	60日 未満	60日 以上	
新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
変更	1	0	1	—	1	1	0	—	—	0
計	1	0	1	—	1	1	0	—	—	0

## 5 障害者福祉

### 特別障害者手当等支給

在宅の重度の知的・身体障害児(者)等に対して次の手当の支給を行っている。

- (1)特別障害者手当 20歳以上で、知的・身体等に重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する者に支給。〔月額 26,830 円〕
- (2)障害児福祉手当 20歳未満で、知的・身体等に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する者に支給。〔月額 14,600 円〕
- (3)経過的福祉手当 昭和61年3月31日において20歳以上で、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない者に支給。〔月額 14,600 円〕

#### ① 管内特別障害者手当等支給事務処理状況(平成28年度) (単位:件)

区 分	申 請	決定状況等			停止解除	停 止	資格喪失	平成28年度末現在の受給者数
		認定	却下	保留				
特別障害者手当	3	2	1			0	39人	
障害児福祉手当	2	2				2	39人	
経過的福祉手当						0	1人	

#### ② 特別障害者手当等の支給状況(平成29年4月1日現在) (単位:人)

区 分	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	計
津 幡 町	17	17		34
内 灘 町	22	22	1	45
計	39	39	1	79

## 6 老人福祉

### (1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、老人福祉法に基づいて設置された施設で、環境上の理由及び経済的理由により家庭で養護を受けることが困難な老人が入所する(県内9ヵ所、定員700人)。

老人ホーム入所措置事務の窓口は市町であり、当所においては市町からの各種情報により、入所措置に係る広域連絡調整等を行っている。

養護老人ホーム入所状況

(平成29年4月1日現在、単位:人)

施設名 定員 市町名	金沢市		七尾市	小松市			輪島市	穴水町	能登町	県外の施設	計
	向陽苑崎浦	向陽苑木曳野	あつとほーむ 若葉	松寿園	第二松寿園	(盲)自生園	ふるさと 能登	朱鷺の苑	石川県鳳寿荘		
	120	120	80	80	50	50	50	80	70		700
金沢市	94	91		2		11		1		1	200
かほく市	3	1									4
白山市	8	7	1	5	1			3			25
野々市市	5	6			3		1				15
津幡町	2	2									4
内灘町	2										2
計	114	107	1	7	4	11	1	4	0	1	250

### (2) 長寿者慶祝事業(長寿者お祝い、訪問)

年度中に満100歳になられる方へ「老人の日」に記念品等を贈る。

長寿者慶祝事業(平成28年度)

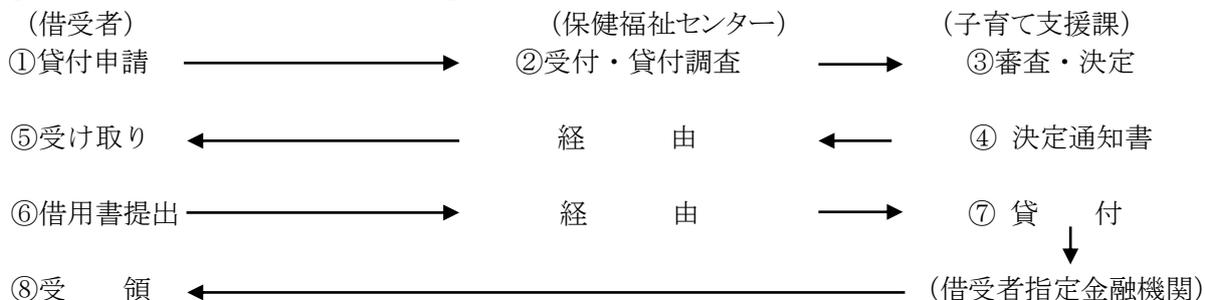
(単位:人)

区分	金沢市	かほく市	白山市	野々市市	津幡町	内灘町	他センターからの依頼		計
							七尾市	輪島市	
人数	119	9	31	9	7	4	1	0	180

## 7 児童・ひとり親家庭の福祉

ひとり親家庭の福祉推進のために母子・父子自立支援員1名が配置され、相談業務を行っている。  
このほかに、母子寡婦福祉資金の貸付事務、母子生活支援施設への入所、交通災害等遺児すこやか資金の支給事務を行っている。

### 【母子寡婦福祉資金貸付金の経路図】



① ひとり親家庭福祉相談種別状況  
(平成28年度) (単位:件)

相談種別	件数	割合(%)
生活相談	109	29.8
児童相談	12	3.3
援護相談	245	66.9
その他	0	0
計	366	100.0

② 県単独事業実績  
(平成28年度) (単位:円)

市町	交通災害等遺児 すこやか資金
金沢市	100,000
かほく市	0
白山市	50,000
野々市市	0
津幡町	0
内灘町	0
計	150,000

## 8 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受け(児童福祉法の規定により児童委員を兼任する)、社会奉仕の精神をもって、地域住民の福祉増進のため広範な活動を行っている。

管内の民生・児童委員142人が、平成28年度中に受理した相談は2,073件で、その内訳は次の表のとおりとなっている。

なお、民生・児童委員の中から、児童福祉に関する活動を専門に担当するのが主任児童委員(10人)である。

相談・支援状況(平成27年度)

区 分		件 数	割合(%)	区 分		件 数	割合(%)
内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数	在 宅 福 祉	64	3.1	分・ 野 支 別 援 相 件 談 数	高齢者に関すること	698	33.7
	介 護 保 険	42	2.0		障害者に関すること	53	2.6
	健康・保健医療	81	3.9		子どもに関すること	886	42.7
	子育て・母子保健	18	0.9		そ の 他	436	21.0
	子どもの地域生活	490	23.6		計	2,073	100.0
	子どもの教育・ 学 校 生 活	359	17.3	そ の 他 の 活 動 件 数	調 査 ・ 実 態 把 握	529	4.6
	生 活 費	31	1.5		行事・事業・会議への 参加協力	3,013	25.9
	年 金 ・ 保 険	5	0.3		地 域 福 祉 活 動 ・ 自主活動	5,765	49.7
	仕 事	10	0.5		民児協運営・研修	2,006	17.3
	家 族 関 係	57	2.7		証 明 事 務	260	2.2
	住 居	19	0.9		要保護児童の発見の 通告・仲介	38	0.3
	生 活 環 境	76	3.7		計	11,611	100.0
	日常的な支援	362	17.5				
	そ の 他	459	22.1				
計	2,073	100.0					

## 9 地域生活定着支援事業実施件数 (H29. 3. 31 現在)

平成22年10月1日に地域生活定着支援センターを開設し、刑務所等出所後に住居がないなどの生活支援を必要とする障害者又は高齢者に対して、保護観察所からの依頼に基づき、必要な福祉サービスにつなげる等の支援を行い、社会復帰をサポートする。平成28年度の開始件数は14件で、昨年度より5件減った。

区 分		開始件数 (A)			終了件数 (B) (※)			支援 継続 (A) -(B)	支援開始件数の高齢・障 害別内訳		
		保護観 察所か らの依 頼	他県 のセ ンタ ーか らの 依頼	合計	矯正施 設退 所後 に帰 住	その他 (県外 へ) (辞退 等)	合計		高 齢 者 (障害者 を除く)	障害を有 する高 齢者	障害者
コー デ イ ネ ー ト 業 務	特別調整 対象者	7	5	12	0	3	3	9	9	1	2
	一般調整 対象者	1	1	2	1	1	2	0	0	0	2
フォローアップ業務		4			3			1			
相談支援業務		新規 (A)			終了件数 (B)			支援 継続 (A) -(B)			
		コーデ イネ ー ト か ら の 継 続	その他	合計							
		0	5	5							
					5			0			

(注) 終了件数(B)は、今年度開始の終了件数